

年 月 日

鹿児島市長 殿

住 所

氏 名

※押印を省略する場合は署名してください

鹿児島市地方就職支援金の交付申請に関する誓約書

地方就職支援金の交付申請に当たり、次のとおり誓約します。

記

- 1 鹿児島県わくわくかごしま移住促進事業及び鹿児島市移住・就業等支援事業に関する報告及び立入調査について、鹿児島県及び鹿児島市から求められた場合は、それに応じます。
- 2 以下の場合には、鹿児島市地方就職支援金交付要綱第 1 2 条に基づき、地方就職支援金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 地方就職支援金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 在学中に申請する場合においては、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に支援金の要件を満たす職への就業を行わなかった場合：全額
 - (3) 在学中に申請する場合においては、地方就職支援金の申請日から 1 年以内に鹿児島市に転入しなかった場合（ただし、申請時に既に本市に住民票がある場合を除く。）：全額
 - (4) 地方就職支援金の要件を満たす職を就業開始日から 1 年以内に辞した場合（ただし、退職日から 3 か月以内に第 3 条第 2 号の要件を満たす県内の別の企業に就業する場合を除く。）：全額
 - (5) 転入日、第 3 条第 2 号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年未満に鹿児島市から転出した場合：全額
 - (6) 転入日、第 3 条第 2 号の要件を満たす企業等への就業開始日又は申請日のいずれか遅い日から 3 年以上 5 年以内に鹿児島市から転出した場合：半額
- 3 申請者の住所・連絡先に変更があった場合、変更内容について鹿児島市に報告します。